

## 令和4年度 札幌文化芸術交流センター SCARTS 文化芸術振興助成金交付事業

### よくある質問と回答

#### 1. 申請について

Q.個人での申請はできますか。

A.団体・個人いずれも申請できます。

Q.団体での申請の場合、法人格がないと申請できませんか。

A.任意団体でも申請できます。

Q.1団体（個人）からの複数の活動の申請はできますか。

A.申請できるのは、1団体（個人）につき、特別助成事業に1企画、一般助成事業に1企画までとなります。

Q.1つの事業を「特別助成」と「一般助成」の両方に応募することはできますか。

A.特別助成事業として企画していた活動を、一般助成事業に併願することは可能です。  
ただし、いずれか一方のみでの採択となります。

Q.札幌市外での活動も申請できますか。

A.札幌の文化芸術活動を発信していくことを目的とした海外での活動は対象となりますが、札幌市外で実施する文化芸術活動も対象となります。

Q.申請可能な分野にある「メディア芸術」とは何ですか。

A.映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術を指します。

Q. 申請可能な分野にある「芸能」とは何ですか。

A. 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能や、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能を指します。

Q. 食文化の分野で申請したいのですが、申請はできますか。

A. 応募資格に記載のある分野以外は、本助成金交付事業に申請いただくことはできません。

Q. 申請の締切日を過ぎてしまいました。遅れて提出することができますか。

A. 締切日の消印有効としております。締切日以降の消印のある書類は受け付けることができません。  
また、持入による提出も受け付けることができません。必ず発送記録が確認できる方法を使い、郵送にて提出ください。

Q. 助成申請しようとしている事業に協力してくれる団体の中に、札幌市の出資団体が入っていますが、応募することは可能ですか。

A. 申請団体の運営や申請された事業自体に直接札幌市等の出資団体に関与していなければ、申請することは可能です。出資団体には既に札幌市からの助成がなされていることを考慮し、二重に助成がなされることを防ぐため、出演団体は応募不可となっています。

Q. 東京に本部がある団体の札幌支部でイベントを行うのですが、主催はあくまで本部となるときに、住所要件を満たしていると判断されるのでしょうか。

A. 実質的に札幌支部が事業を主催するのであれば応募可能と判断される可能性もあります。

しかし、主催者が全国組織であれば、申請者も全国組織と判断されると思われますので、札幌に住所があるもしくは主たる活動拠点が札幌にあるという要件には該当しないものと考えられます。

Q.添付する名簿について、事業には公募した子どもたちも出演予定ですが、その場合団体構成員名簿には、子どもたちの氏名や住所も記載しなければならないのでしょうか。

A.団体名簿の提出については、応募資格中の活動拠点の確認の際の補足資料という位置付けと考えておりますので、申請した活動にのみ出演する出演者や作家などの情報を名簿に記載していただく必要はありません。

Q.来年度に文化芸術事業を行う方向で検討していますが、来年度の後半に実施することもあり、まだホール予約ができず、イベント開催日時も決定していません。この場合でも助成金の申請を行うことは可能でしょうか。

A.事業の申請に際しては、その実施期間が確定していないことのみをもって、事業申請自体ができないということはございません。しかしながら、審査の際には実現可能性に関する判断も行われますので、あらかじめご承知おきください。

Q.申請書類は折りたたんで提出してもよいですか。また、送付した書類は返却されるのでしょうか。返却される場合は、返信用封筒を同封した方がよいですか。

A.申請書類につきましては、折りたたんでも、折りたたまないで提出いただいても構いません。

ただし、申請書類が届いた、届いていないといったトラブルを防止するために、簡易書留やレターパックなどの配送記録が確認可能な方法にてご郵送いただくことをお願いしております。

なお、ご提出いただきました申請書類につきましては、原則返却することを想定しておりません。

そのため、書類が返却されないことを念頭に、必要がございましたら事前に申請書類をコピーしてお手元に残しておくなどしてください。書類の返却は行いませんので、返信用封筒は不要です。

Q.現在、任意団体で23年間活動をしていますが、2023年1月に社団法人化を目指しています。

申請時には任意団体だが、採択後に法人化される予定の場合、どちらで申請すればよいですか。

A.申請時に任意団体である場合は任意団体として申請してください。採択後、法人設立された場合には別途ご相談いただいた上で、申請団体の変更に関する手続きを取っていただく場合がございます。

Q.団体の加入条件とは、例えば、「会員の2名以上の推薦が必要」なのか「年会費額」なのか、  
どちらも記載した方がよいですか。

A.団体に所属するために必要な条件は全てご記入くださいますようお願いいたします。したがって、  
推薦要件も年会費の件も両方ご記入ください。

Q.申請予定の個人が、他団体に所属しており、その団体も別事業で申請を考えています申請は可能ですか。

A.ある団体（A団体）の構成員が別の団体（B団体）にも属しているということはありません。ただし、  
B団体の構成員でもある質問者が、A団体の申請者として申請を行うこと自体は問題ありません。  
ただし、団体名称が異なるだけで実質的な団体の構成員がAもBも同様の場合には、1団体で  
特別助成事業と一般助成事業に1つずつしか事業が申請できないという規定に反することになります  
ので、この場合は申請が認められません。

**【NEW!】**

Q.申請活動において利用したい施設が、抽選制となっており、抽選結果は申請時にはわかりません。

第2候補として他の施設を記入することも考えていますが、今回申請する活動内容が、第1候補の施設を利用することに意味がある場合、施設利用の抽選に外れる可能性があっても申請してもよいですか。

また、抽選に外れた場合を想定し、公演希望日の確定が難しい場合、申請（採択）後に公演日を変更することは可能ですか。

A.施設については、あくまで申請時点で候補となっている実施場所を記載していただき、採択後に実施場所が変更となった場合には、事前にご相談のうえ、変更等申請書を提出いただくこととなります。ただし、実施場所の変更に伴い、当初申請した活動内容が大幅に変わり、助成対象事業決定時の採択水準を満たさなくなったと判断された際には、事業変更等申請が承認されない場合や助成金交付決定が取り消される場合もあります。他方で、施設利用の抽選に外れ、公演予定日が変更になる場合については、前記同様に変更等申請書を提出いただき、事前に承認を受ける必要はありますが、同一年度内に実施され、活動内容が変更されない状況であれば、対象事業決定に関する影響は生じないものと考えられます。

## 2. 対象となる活動及び経費について

Q.助成の対象とならない活動の例を教えてください。

A. ①営利を目的とする活動

②政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動

③慈善活動（募金活動を主たる目的とする活動）

④札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に規定数、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（団体）等が行う活動

⑤札幌市の補助金又は助成金（さぽーとほっと基金等）の交付が決定している活動

⑥札幌文化芸術交流センター SCARTS の公募企画として採択された活動

⑦札幌市芸術文化財団から補助金や助成金等が支給されている活動

⑧特定の企業名等がタイトルに含まれる活動

Q.企業からの協賛や、他の助成金からの収入を予定しておりますが、申請できますか。

A.申請は可能です。ただし、札幌市の補助金又は助成金（さぽーとほっと基金等）の交付が決定している活動や、札幌市芸術文化財団から補助金や助成金等（札幌市民芸術祭・市民劇場等）の支給が決定している活動については対象となりませんのでご注意ください。

Q.「収支予算書に記入できない経費（助成対象外経費）」とは何ですか。

A. 申請し、実施する事業に関係のない個人や団体の運営に係る経常的経費（事務所維持費、備品購入費、資料購入費、印紙購入費）や、飲食に伴う費用、有料で頒布するパンフレットや図録等の作成にかかる費用及びその売上等については記入できません。

また、事業終了後、記念として制作するものについても記入できません。

その他、費目ごとの対象外となるケースについては、募集要項を参照してください。

Q.もし、助成対象外の経費を申請した場合にはどうなりますか。

A.申請内容に虚偽の記載等があった場合には、助成決定の取り消しや助成金の返還に加え、所定の違約金を納付いただくかなければならない場合もあります。申請に際しては、十分に対象経費か否かの確認を行ってください。

Q.収支予算書の記載について、現段階で見込むことが難しい寄付などの要素がある場合にはどのように記載すべきですか。

A.現段階でどのくらい収入が見込めるかがはっきりしないものについては、申請時には記載していただく必要はありません。

ただし、助成金交付時の精算作業の際には寄付等の実額を明確に記載できると思われるので、その際に最終的な助成金の交付額を確定させることになります。

Q.収支を精算した際に、想定以上の収入があり、助成金が交付されなくても黒字になるようなことがあった場合、この黒字部分などを寄付することで助成金を受けられるのでしょうか。

また、ここで寄付することは、対象外の活動とされている「慈善活動」に該当するのでしょうか。

A.収支を精算した結果、事業単独で黒字になった場合に黒字部分などを寄付する行為は、本助成制度の想定外であり、認められません。仮に寄付をしたとしても、その金額を助成金で補填することはいたしかねます。

また、募集要項で規定する慈善活動とは、あらかじめ収益を他の団体に寄付することを前提とした事業を想定しておりますので、活動企画時から寄付することを前提としていなければ、助成対象事業となります。

ただし、繰り返しになりますが、収益を寄付する行為自体が制度の想定外となっておりますので、寄付行為を収支精算に算入しないようにお願いします。

Q. 助成対象外活動に「営利を目的とする活動」とあるが、チケット収入等で黒字化してしまっ  
いけないということですか。

また、主催団体が営利（民間）企業であれば申請はできないのでしょうか。

A. 対象となる活動の収支予算書において、収入がある場合、結果として黒字になることもあり得ると考  
えられますので、黒字になることを禁止するものではありません。

しかし、計画当初より黒字化（営利追求）を想定したものについては対象外活動に当たります。

また、主催団体が営利（民間）企業であっても申請は可能です。

なお、当初赤字となる想定で申請し、結果として黒字になった際には、助成金の交付算定式のとおり、  
当財団からの助成金は交付できなくなりますので、ご注意ください。

Q. 対象外活動に記載されている「営利を目的とする活動」とは、どこからが営利目的とみなされるの  
ですか。

A. 「営利を目的とする活動」とは、事業計画当初から黒字化を前提としており、当財団からの助成金の  
交付がなかったとしても、収入が支出を上回ることを目的としている活動や、企業 PR・販売促進等を  
主な目的としている活動などを指します。したがって、入場料や参加費用を徴収することが、  
即座に営利目的の活動として助成対象外になるというわけではありません。

Q. 令和4年4月1日に事業実施を予定していますが、対象事業となりますか。また、その際に、本番  
4月1日に向けたリハーサルが3月中に行われる予定となっていますが、そのリハーサルも対象活動  
として認められますか。

A. 活動本番日が令和4年4月1日であれば申請対象活動と判断されます。また、リハーサルについて  
は、対象経費一覧表にあるとおり、練習会場使用料など活動本番に関わらない費用と判断されるの  
で、対象経費にはなりません。

なお、活動本番日の会場使用料については、前年度にお支払いをされていたとしても、  
本番に係る費用であることが客観的に把握できる状況となっていた場合には、  
対象経費として認定することが可能です。

Q.個人名義で1件の申請をして、自身が所属する団体の代表者として1件というように、複数件の事業をそれぞれ別名義で申請することは可能ですか。

A.募集要項「04.助成内容」に記載のとおり、同一申請者(団体、個人)による申請は各分野1企画までとなりますので、申請することはできません。

本助成金制度には、札幌市の文化芸術活動の振興やさらなる発展につなげていきたいという趣旨から様々な活動をされている方に広く、公平にこの制度をご利用いただきたいと考えております。

そのため、同一申請者からの申請は各分野1企画までという制限をさせていただきましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q.申請者が活動の出演者となっている場合、申請者や所属団体のメンバーへの出演料や謝金は助成対象経費として計上してよいですか。

A.事業内容によっては申請者自身や親族等の身内、所属団体メンバーなどが出演することもあり得ますので、出演に対する対価として申請者等に報酬を支払うことも考えられます。ただし、支出費用の精算を行う際に、原則申請者等の出演者から採択団体に宛てた請求書と採択団体から申請者等に振り込まれたことが確認できる書類の提出を求めています。これは、申請者等であっても出演料が発生することを前提としつつも、本助成金交付事業が公金の支出を伴う事業となっていることもあり、申請者への出演料支払額が不透明となり、社会通念上疑義が生じてしまうことを防ぐためです。

なお、出演料の支払いについては、別表【助成対象経費一覧表】の「諸謝金」に記載のとおり、活動(本番日)に関する経費のみが対象となっておりますので、仮に1日のみ従事した報酬としてはあまりに高額な支払がなされていたことが見受けられた場合には、要領に基づき、例えば、他の出演料と比較させていただくなど、必要な調査を実施させていただくこともございます。

Q.収支予算書の対象経費について、①舞台で使用する照明費は諸謝金か物件費のどちらに記入すればよいですか。また、②諸謝金の中にスタッフ人件費（…会場整理等）とあるが、これは会場整理の人を雇った時にかかる人件費という認識でよいですか。

最後に、③申請団体の関係者の家族の方が会場整理をやる場合に、その家族に支払う費用も対象経費に含まれますか。

A.①助成申請をしたイベント時に照明を利用された場合で、会場備え付けの照明を利用し、会場等から施設備品使用に係る物件料を請求された際には「物件費」として計上してください。また、照明機材を操作するためのスタッフを業務委託等により手配し、当日オペレーションをしていただいた場合に、その人件費を支払う際には「諸謝金」として計上してください。

②会場整理に係る業務を業務委託等した際に、その人件費を請求された場合には「諸謝金」として計上することになります。

③場合により申請団体の関係者や家族が会場整理を行うこともあり得ますので、業務の対価として報酬を支払うことは特段禁止してはおりません。なお、支出費用の清算を行う際には原則請求書と振込が確認できる書類の提出を求めていますので、関係者であってもそうした挙証書類を厳格に届け出させていただく必要があります。補足ですが、諸謝金の支払いについては、活動本番日に関する経費のみが対象となり、申請可となっております。そのため、仮に1日のみ従事した報酬としてはあまりに多額（高額）の請求（支払）がなされていたことなどが見受けられた場合などには、要領に基づき必要な調査を実施させていただくこともございます。本助成金交付事業は公金の支出を伴う事業となっておりますので、社会通念上疑義が生じないように十分にご注意ください。

Q.企画者の準備作業にかかったコストとして、企画費や人件費として充当可能ですか。

A.募集要項巻末の別表【助成対象経費一覧表】に記載しております「諸謝金」として、活動本番日に係る企画費のみ計上してください。事前のリハーサル等の企画費などが含まれる場合には、その部分は助成対象外となります。なお、あまりに高額な企画費が計上されていた場合には、要領に基づき、例えば、他の活動の企画費と比較させていただくなど、必要な調査を実施させていただく場合もございます。

Q. 助成金の申請額下限について、これを下回る申請額となることは認められないのですか。

A. 収支予算書の内訳を計算した結果、「当財団からの助成金（助成申請額）」の欄に記載された金額が申請下限額に満たない場合には、助成金の申請を行うことができません。

Q. 助成金の申請段階では申請額の下限を上回る想定でしたが、事業終了後に精算した結果、当初の予想よりチケット売り上げが好調だったことなどにより、助成額が申請額の下限を下回ってしまった場合にはどうなるのでしょうか。

A. 助成金申請段階で申請額の下限を下回っていた場合には、助成金申請ができないことを踏まえると、事業の実施終了後に清算した結果、助成額が申請額の下限を下回ってしまった場合においても、助成金の交付はできません。

**【NEW!】**

Q. SCARTS の機材（プロジェクター、モニタ等）を借りることができますか。また、受付等の人員の協力を SCARTS にお願いすることはできますか。

A. 対象となる活動を実施する施設として SCARTS をご利用いただく場合には、通常の貸館利用時の規定に基づき機材等の備品を貸し出すことは可能です。ただし、有料の備品及び付帯設備費用は利用区分ごとにご負担いただくこととなりますのでご注意ください。また、受付等の人員については、当財団スタッフを充当することは困難ですので、ご自身で受付スタッフ等の手配をお願いします。

**【NEW!】**

Q. 当日券の受付窓口を市民交流プラザにお願いすることは可能ですか。

A. 当日券販売受付等に必要となる人員の手配については、市民交流プラザで承っておりません。各自で人員の手配をお願いします。なお、チケットの販売につきましては、ご自身で道新文化事業社へ販売を委託していただければ、市民交流プラザチケットセンターにて取り扱うことは可能です（ただし、受付窓口の人員派遣はいたしておりません）。その際に発生する手数料等についてはご自身にてご負担ください。

## 【NEW!】

Q.活動に従事するスタッフ等にかかる保険料は、どの科目に計上すればよいですか。

A. スタッフにかかる人件費として「諸謝金」で計上してください。その他、作品にかかる保険料は「物件費」、作品等の運搬にかかる保険料は「運搬費」として計上してください。

### 3. 助成金の交付決定について

Q.助成金事業を審査した結果はいつ頃通知されますか。

A. 令和4年3月末頃を予定しています。

なお、事業実施に際しては、チラシのデザイン等を審査結果が出る前に行わなければならないことがあるかもしれませんが、事業が採択された場合には本助成金交付事業である旨の表記とロゴマークの掲載が必須となりますので、採択後に表記とロゴを追加で掲載できるようなお準備をお願いいたします。

### 4. 審査委員について

Q.申請内容についてアドバイスをもらいたいので、審査委員を教えてくださいませんか。

A. 審査に公平を期すため、審査委員氏名等は公表しておりません。

### 5. 広報物の表記について

Q.採択された際に、助成金交付事業であることを示す文字やロゴマークが必要とのことですが、チラシデザインに支障が出るので、ロゴの掲載はしたくないです。

A. 助成金交付を受けた事業であることを対外的に示すことに必要となりますので、ご協力をお願いします。

## 6. 視察等の受け入れについて

Q.活動の雰囲気づくりにそぐわないので、視察は行わないでいただきたいです。

A. 活動の成果を検証する必要がありますので、必ず視察の受け入れをしていただく必要があります。

## 7. 助成事業の変更及び中止について

Q.実施の会場及び実施日が変更となりました。

A.速やかに担当へご連絡の上、「助成事業変更等申請書」及び「収支予算変更計画書」を事業実施前に提出してください。

※活動内容に大幅な変更が生じていると判断された場合は、助成金をお支払いできない場合があります。

Q.助成申請額が、申請上限額に達しない場合でも申請することはできますか。

A.申請していただくことができます。ただし、申請下限額は下回らないようにしてください。

Q.採択された事業を中止することになった場合は、どのようにすればよいですか。

A.速やかに担当へご連絡の上、「助成事業中止等申請書」を提出してください。

## 8. 活動報告について

Q.活動報告会への参加が必須となっていますが、活動報告会の日には代表者及び申請者が出席できません。他の者が出席してもよいでしょうか。

A. 活動報告が説明できる方であれば、団体の代表者や申請者自身でなくても構いません。関係者のどなたかに必ず参加していただき、活動内容を報告するようにしてください。

Q.活動報告会は、いつごろ開催予定ですか。

A.実施年度の年度末（令和5年3月中旬頃）を予定しています。

## 9. その他

Q.これ以外のことで問い合わせをしたいことがある場合、どこのようにすればよいですか。

A.問い合わせは、**原則メール**によりお問い合わせください。ご質問のなかで、申請を希望されるみなさま  
に関係すると判断されたものについては、こちらの「よくある質問と回答」に掲載させていただきます  
す。適宜こちらのページをご確認ください。

なお、申請内容自体に関するお問い合わせについては、公平性の観点から、原則として回答する  
ことができませんので、あらかじめご了承ください。

また、メールでお問い合わせの際は、件名に「助成金交付事業問合せ」と必ず明記してください。

Q.令和4年度中に2つの事業を実施予定ですが、仮にひとつの事業で本助成制度を活用できた場合に、  
もうひとつの事業で別の札幌市の補助金を受けることは可能なのでしょうか。

A.本助成制度は、団体に対する助成ではなく、活動そのものに対する助成制度ですので、連続する2つの  
事業であるなどの特殊な事情がない場合は、ひとつの事業で本助成制度を、別の事業で他の札幌市の補  
助金を受けることも可能です。